

## 生活衛生関係営業振興事業費補助金実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は、生活衛生関係営業の振興及び活性化を図るため、予算の定めるところにより、公益財団法人長崎県生活衛生営業指導センターに対し、生活衛生関係営業振興事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)及び長崎県県民生活部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第369号)に定めるもののほか、この要綱(以下、「実施要綱」という。)の定めるところによる。

### (申請書に添付すべき書類)

第2条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 経費所要額(様式第3号)
- (4) 経費所要額内訳書(様式第4号)
- (5) 暴力団排除に係る誓約書(様式第4号の2)

### (申請書の提出期限)

第3条 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、毎年度別に定める。

### (実績報告)

第4条 規則第13条第1項の規定による実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書(様式第5号)
- (2) 収支決算書(様式第6号)
- (3) 経費所要額精算書(様式第7号)
- (4) 経費所要額精算書内訳書(様式第8号)

### (補助金の交付)

第5条 この補助金は、概算払の方法により交付することができる。

### 附 則

1 この実施要綱は、平成18年度の予算にかかる補助金から適用する。

### 附 則

1 この実施要綱は、平成25年度の予算にかかる補助金から適用する。

### 附 則

1 この実施要綱は、平成29年度の予算にかかる補助金から適用する。